

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年3月15日開催 主要行等]

1. ウクライナ情勢に係る対応について

- 現下のウクライナ情勢を踏まえ、ロシア・ベラルーシの一部銀行の SWIFT からの排除を含め、国際的に様々な制裁措置が実施されており、我が国においても、2月下旬から3月にかけて、当該銀行を含む団体・関係者の資産凍結、輸出管理措置等の制裁措置が順次実施されている。
- このように刻々と状況が変化していくなかで、引き続き、現下の情勢や制裁措置の動向を注視し、確実に実施していただくとともに、取引の適切なモニタリングなどに取り組んでいただきたい。また、顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。
- なお、顧客からのロシア・ベラルーシ向け送金等について照会があり、判断に迷うような場合は、早めに相談いただきたい。当局でしっかりサポートさせていただく。
- また、現下の情勢や制裁措置は、ロシア以外の国の経済状況、金融市場や商品市場にも大きな影響を与えており、これらが与信先や金融機関の有価証券運用等に与える影響について注視し、適切なリスク管理を実施していただきたい。
- あわせて、顧客資産への影響については、例えばロシアの国債や株式等を組み入れている公募投資信託の中には、投資家からの買付や売却の受付を停止している商品もあると承知。
顧客保護の観点から、商品を組成する資産運用会社等と連携を図りながら、顧客への丁寧な説明や、適時・適切な情報提供に努めるなど、引き続き、顧客対応に万全を期していただきたい。

2. 事業者等に対する金融の円滑化について

- 3月7日に「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し、金融担当大臣より、官民の金融関係団体等に対し、年度末の資金繰りについて、万全の対応に努めていただくようお願いするとともに、8日、事業者等に対する金融の円滑化について要請を行った。
- オミクロン株による感染拡大に加え、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響を踏まえ、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を徹底いただくよう改めてお願いしたい。
- また、2022年度は、増大する債務に苦しむ事業者の再生支援等も、一層重要な課題となることから、全国銀行協会が中心になってとりまとめた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や経営者の個人破産回避に向けた関係者の対応等を明確化した「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を積極的に活用しながら、事業者の再生支援等に取り組んでいただきたい。
- 加えて、3月4日、財務省・経済産業省とともに、「中小企業活性化パッケージ」を発表した。6月末まで期限が延長された実質無利子・無担保融資など、パッケージに掲げられた政府の支援メニューも有効に活用いただいた上で、厳しい経営環境にある事業者支援にしっかりと取り組んでいただきたい。

3. 還付金詐欺の被害増加に係る要請について

- 還付金詐欺の被害については、2021年に入ってから大きく増加。
- これを受け、1月25日付で警察庁生活安全局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺の被害防止対策の推進について」を、3月7日付で警察庁刑事局長と金融庁監督局長の連名で「還付金詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について」を全国銀行協会宛に発出した。
- 各都道府県警察から協力体制の構築について、申出があった場合には積極的に協力いただくとともに、引き続き、還付金詐欺を始めとする特殊詐欺被

害の防止に向けた取組みを強化していただきたい。

4. 「銀行の引当開示の充実に向けて」の公表について

- 2019年12月に「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を公表して以降、各金融機関において引当方法の多様化が進んでいる。
- アナリストなどからは、より丁寧な開示が求められる一方、金融機関からは、具体的にどこまで開示の充実を図るべきか、開示の望ましい水準について議論を求める声が聞かれた。
- また、引当方法を見直そうとする金融機関からは、先行事例を自らの検討に活かす観点から、引当開示の充実を求める声が聞かれた。
- そこで、金融庁では、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招いて、「銀行の引当開示の充実に向けた勉強会」を2月21日に開催し、勉強会で出された意見や実例等を取りまとめ、3月1日に「銀行の引当開示の充実に向けて」として公表。
- 本資料も参考に、それぞれの実態に即して引当方法の開示の充実を図られることを期待している。

5. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組みについて

《金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針の公表について》

- 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針 (Ver. 3.0)」を、2月18日に公表。
- 本方針においては、
 - ① 高度化するサイバー攻撃に対し、金融機関のサイバーセキュリティを確保するため、モニタリングや演習の高度化を図るとともに、

- ② 新たなリスクへの備えとして、
 - (a) 利用が拡大しているキャッシュレス決済における安全性の確保・セキュリティバイデザインの実践
 - (b) 利用が拡大するクラウドサービスの特性・仕様を踏まえたセキュリティの確保、適切なインシデント対応の確保
 - (c) 委託先・サプライチェーンの複雑化を踏まえたサイバーハイジーン
の徹底や、サイバーレジリエンスの強化に加え、
- ③ サイバー攻撃の脅威動向の把握強化や、金融犯罪への対応を後押しするため、NISC や捜査当局等との連携強化を行うこと

など、金融庁として、金融分野におけるサイバーセキュリティを強化するため、特に力を入れる分野を掲げている。

- サイバーセキュリティの強化が一層重要な課題となっている中、経営層の積極的なリーダーシップの下、組織全体でサイバーセキュリティの向上に取り組んでいただきたい。

《金融機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化について》

- 昨今の情勢を踏まえサイバー攻撃のリスクが高まっていることから、サイバーセキュリティ対策の強化に関する注意喚起（2月23日、3月1日）を行った。
- 取引先などのサプライチェーンや、海外拠点も含めて、適切なセキュリティ対策を実施するとともに、仮に、サイバー攻撃を受けた場合は、事案の詳細が判明していない段階においても、速やかに金融庁・財務局の担当部署まで報告をお願いしたい。

6. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理に係るFAQ改訂について》

- マネロン等対策については、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD; Simplified Due Diligence）に係る「マネロンガイドラインに関するよく

ある質問（FAQ）」の改訂案について、業界団体を通じて、2月末を期限として意見照会を行った。

- 業界からの意見等はすべて確認の上、回答を作成しており、追って協会を通じて回答する。その上で、3月中にFAQの改訂を公表する予定。

《マネロン広報について》

- 金融庁では、各業界団体と連携して、マネロン等対策に係る確認手続きについて国民の周知に一層努めている。
- 3月からは、マネロン等対策の継続的顧客管理について、ラジオ CM 等の政府広報を実施。
- 引き続き、マネロン等対策に係る周知・広報策について、積極的に検討してまいりたい。

7. バーゼルⅢの国内実施について

- バーゼルⅢの国内実施時期については、以下の方針とする。
 - ・ 国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関については、実施時期を国際合意から1年延期し、2024年3月末からとする。
 - ・ 内部モデルを採用しない国内基準金融機関については、引き続き、2025年3月末からとする。
 - ・ 早期の実施を希望する金融機関については、金融庁への届出をもって、これを可能とする。

(以上)